

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 13 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K12627

研究課題名(和文) 災害後における支援団体への個人情報提供システムの構築

研究課題名(英文) Construction of personal information provision system for support group after a disaster

研究代表者

山崎 栄一 (Yamasaki, Eiichi)

関西大学・社会安全学部・教授

研究者番号：00352360

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：テーマに関連する法(災害対策基本法、個人情報保護法、個人情報保護条例、障害者権利条約・障害者基本法・障害者差別解消法など)の文献調査研究を行った。避難行動要支援者名簿ならびに個別避難計画、被災者台帳の活用可能性の検討を行い、これらのデータベースの意義と限界について明らかにした。実態調査を行い、災害時において所在の把握が困難なグループの抽出を図った。

ニュージーランドの個人情報保護法制に着目し、2011年のカンタベリー地震におけるPrivacy Act 1993の運用ならびにCode of Practice 2011の制定につき、プライバシーコミッショナーや研究者へのインタビューを行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

災害時要配慮者の把握について、実態調査により、災害時要配慮者(特に障害者)や広域避難者に加え、在宅被災者の把握についても課題が存在することが判明した。

ニュージーランドにおける災害時の個人情報保護法制は、今後の日本における災害時の個人情報保護法制のあり方にインパクトを与えるものであった。

当初の研究計画においては、災害後における災害時要配慮者の安否確認や所在の把握のためにどのようにして個人情報を活用するのかという視点に基づいて研究をしてきたが、避難生活における医療・福祉サービスの提供や避難生活支援のためにどのようにして個人情報を活用するのかという視点も加えることができた。

研究成果の概要(英文)： Conducted literature review and research on legal systems related to the theme (Basic Act on Disaster Countermeasures, Personal Information Protection Act, Personal Information Protection Ordinance, Convention on the Rights of Persons with Disabilities, Basic Act on Persons with Disabilities, Act on Elimination of Discrimination against Persons with Disabilities, etc.). We conducted a study of the possibility of utilizing lists of persons requiring assistance for evacuation action, individual evacuation plans, and disaster victim registers. The significance and limitations of these databases were clarified. A fact-finding survey was conducted to identify groups whose whereabouts would be difficult to ascertain in the event of a disaster.

We focused on New Zealand's privacy legislation, interviewing privacy commissioners and researchers regarding the implementation of the Privacy Act 1993 and the enactment of the Code of Practice 2011 in the wake of the 2011 Canterbury earthquake.

研究分野：災害法制

 キーワード：自然災害 被災者支援 個人情報 支援団体 災害時要配慮者 避難行動要支援者名簿 個別避難計画
被災者台帳

1. 研究開始当初の背景

2011年に発生した東日本大震災後においては、支援団体にとって災害時要配慮者等の所在把握が困難であったために、支援団体の持つマンパワーや資材を十分に活用することができない事態が生じた。支援団体からは行政機関の有している災害時要配慮者等に関する所在情報の提供を求めてきたものの、災害時要配慮者等の個人情報の提供が円滑には進まなかったことが原因としてあげられる。

大震災当時における災害時要配慮者等の状況を説明すると、災害時要配慮者の中でも特に、障害者の所在が把握困難に陥った。そこでは、障害者の安否確認がなされないまま彼らが生命の危険にさらされるといった事態が生じた。さらには、大震災において広域避難者(みなし仮設居住者を含む)という新しい支援対象のカテゴリーが浮き彫りにされており、これら災害時要配慮者等の支援団体による支援の大前提としての所在把握が課題とされている。

支援団体はそれぞれ支援の対象とする人の所在を把握することで、安否確認が可能となり、本格的な相談・支援業務に従事することができる。災害後においては、迅速かつ効率的に支援団体と被災者を結びつけることができるような仕組み作りが求められており、行政機関による災害時要配慮者等に関する個人情報の提供が有力な仕組みとして挙げられている。

大震災後の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者名簿・被災者台帳に関する規定が追加されたが、当名簿・台帳の活用が期待された。

2016年4月に発生した熊本地震においても、災害時要配慮者・広域避難者の把握ならびに支援団体への情報提供について同様の問題が発生しており、早急の調査・対応が求められていた。

2. 研究の目的

本研究は、東日本大震災において、災害時要配慮者・広域避難者(以下、「災害時要配慮者等」と略す)の所在把握が困難となり、支援団体・ボランティア団体・NPO法人(以下、「支援団体」と略す)による支援が十分に行えなかったことに鑑み、東日本大震災後における関係機関(行政機関・支援団体)による情報収集・情報共有の現状を調査し、災害後における行政機関による支援団体に対する個人情報提供のあり方について政策法学ならびに社会福祉学的な見地から検討し、これらの成果としての提言を行政機関・支援団体に行うことにより、災害後における災害時要配慮者等の安否確認・生活再建の円滑化を図ることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究に関連する法制度(災害対策基本法、個人情報保護法、個人情報保護条例、障害者権利条約・障害者基本法・障害者差別解消法など)の文献調査研究を行った。

研究機関内に行われた、災害対策基本法ならびに個人情報保護法制の改正とその影響についても検討をした。災害後に活用しうるデータベースとして、避難支援や被災者支援を目的とする避難行動要支援者名簿、個別避難計画、被災者台帳の活用可能性の検討を行った。そして、これらのデータベースの意義と限界について明らかにした。

行政ならびに支援団体を対象とした実態調査を行い、災害時において所在の把握が困難な被災者グループの抽出(障害者、広域避難者、在宅被災者)を図った。また、平常時から災害時における支援団体への個人情報の提供が円滑になされるための試みとして、大分県別府市の実践例を調査した。

ニュージーランドの個人情報保護法制に着目し、2011年のカンタベリー地震における Privacy Act 1993 の運用ならびに Code of Practice 2011 の制定につき文献調査研究を行うとともに、プライバシーコミッショナーや研究者へのインタビューを行った。

4. 研究成果

(1) 法制度の文献調査研究

災害時要配慮者等に関する個人情報の情報提供をどのような法的根拠に基づいて正当化すればよいのかについて、文献調査研究を行った。

災害対策基本法の該当条文(具体的には避難行動要支援者名簿・個別避難計画・被災者台帳)の分析を行うとともに、災害時要配慮者等の情報は各自治体が有していることから、各自治体の個人情報保護条例の調査・分析を行った。障害者に関する条約・法令(障害者権利条約・障害者基本法・障害者差別解消法)を分析する中で、災害時における情報共有のあり方を示す条項の抽出をはかった。個人情報の提供の促進について、災害時要配慮者等にとってどのような権利に基づいた主張が展開されるべきなのかについて、被災者支援という場面において抽出された「アクセスされる権利」「忘れ去られない権利」としての位置づけを試みた。これらの権利は、

災害時要配慮者等が災害時において特に埋没しやすいという特徴を示唆しており、問題の本質を再確認させるものである。このような理論研究と平行して、大分県別府市における災害時要援護者の個別支援計画づくりを促進する取り組みに関与することで、これらの権利の実現化を試みた。

(2) 比較研究 ニュージーランド

災害後における支援団体への個人情報提供を促進するための法制度のあり方について、ニュージーランドにおける個人情報保護法制の立法・運用を参考に、検討を行った。

調査対象としたのは、2011年に起きたカンタベリー地震における情報共有である。地震直後、プライバシーコミッショナーによって緊急立法である Code of Practice として Christchurch Earthquake(Information Sharing)Code 2011(Temporary) ("Code of Practice 2011") が制定され、Code of Practice に基づいて、行政機関 支援団体間における情報共有が促進されたという実績がある。当時に Code of Practice の制定に関わった Blair Stewart 氏ならびに情報共有の実態調査に関わった Kathryn Dalziel 氏にインタビューを行った。

地震当時は、Privacy Act 1993 第6条 Principle 11(f)において、本人の同意を得ずに個人情報を提供するには、公衆の衛生もしくは公共の安全、または、当該個人ないし他人の生命もしくは健康のいずれかに対する重大かつ切迫した (serious and imminent) 脅威を防止あるいは軽減するために必要であること」という要件が設けられていたが、「切迫」という言葉が削除されている。日本においては、災対法や個人情報保護条例上、「特に必要があると認めるとき」とか、「緊急かつやむを得ないと認められるとき」という風に厳格な要件が設けられている。日本においても、立法論的に、災害時においては、重大性だけの要件で情報共有を可能にすることがもめられる。

Code of Practice 2013 は、2011年のカンタベリー地震当時に緊急の暫定的な立法措置であった Code of Practice 2011 を恒久化したものである。Privacy Act 1993 と比べると、Code of Practice 2013 は目的や権限について詳細に規定をし、身元確認、安否情報のみならず被災者支援を対象として、公的機関・民間機関を問わず広範に本人の同意なしに情報を提供できる仕組みを設けている。ただし、国家緊急事態宣言の発令を要件とし、比較的短い期間に限定されている。

日本において、同様の緊急事態宣言を要件とした災害時の特別法あるいは規定を設けることについては、どのようなタイミングを要件とするのか、そもそも、緊急事態とそうでないときの情報提供のギャップを認めるのかといった論点が残されている。とはいえ、災害時における民間団体への情報提供を飛躍的に容認するニュージーランドの立法的対応は参考に値するといえる。

(3) 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の活用可能性の検討

災害後における支援団体への個人情報提供を促進するための法制度のあり方について、内閣府によって主催された「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」における検討内容及び検討結果の分析を行った。そこでは、「避難行動要支援者名簿」の意義の再確認を行うとともに、「個別避難計画」作成の新たなスキームの解明に着手した。

災害後における支援団体への個人情報提供の有力なツールとして、「避難行動要支援者名簿」が災害対策基本法 49 条の 10 以下において規定されている。制度設計として 避難行動要支援者名簿作成の意義、名簿の掲載対象者の再検討を行うとともに、災害直後における緊急時における名簿の提供 (災対法 49 条の 11 第 3 項) について、「特に必要があると認めるとき」という要件があり個人情報の提供が萎縮してしまうのではないかと指摘を行った。

他方、要支援者個人ごとに作成される支援計画として「個別計画」が市町村の主導の下で作成されることになっていたが、避難行動要支援者名簿とは異なり法令上では規定されておらず、あくまでも取組指針に留まっていたので、個別計画の作成が芳しくなかった。そこで、サブワーキンググループにおける議論を踏まえて、令和3年5月に災対法が改正され、その結果、「個別避難計画」に関する規定が 49 条の 14 以下において規定されることになった。これにより、災害時要支援者に関する個人情報データベースとして「災害時要支援者名簿」があったが、さらに「個別避難計画」が加わることとなった。それに並行して『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月』が改定された (以下「取組指針」)。サブワーキンググループにおいては、共同研究者である立木茂雄によるケアプランを活用した個別計画作成の取組 (大分県別府市) が紹介され、個別計画作成のスキームの一部として導入された。本研究プロジェクトの社会的実装の成果といえる。

災対法の改正後に、避難行動要支援者名簿と個別避難計画のデータベースの違いに着目しながら、それぞれのデータベースの活用方法のあり方について取組指針を参考に検討を行った。これらの違いであるが、災害時要支援者名簿が要支援者の存在に関する情報 (存在情報) にとどまるのに対して、個別避難計画は要支援者の避難支援等に関する情報 (支援情報) を含めたものである。他方、災対法の規定を見ると、それぞれに関する情報収集・利用・提供、運用管理のあり方については大きな違いが見られなかった。

そこで、災対法に基づく運用を行うにあたって、それぞれのデータベースの特徴の違いに着目

しながら、災対法の条文はほとんど同じであるものの、個別避難計画については、存在情報のみならず支援情報をも含んでいることから、条文の法解釈について差異をつけることで、条文と運用との整合性を図ろうとした。

これらの検討の成果として、山崎栄一＝岡本正＝板倉陽一郎『個別避難計画の作成とチェックの8Step～災害対策で押さえておきたい個人情報の活用と保護のポイント～』（ぎょうせい）を2023年6月に刊行した。本書が行政機関や支援団体に対する政策提言集としての位置づけを有している。

（４）新たな課題の発見

本科研の進捗状況を確認するため、定期的に研究会議を開催した。研究代表者・分担者それぞれの進捗状況を確認するとともに、研究プロジェクト開始段階では見えてこなかった問題構造・課題について議論を行うことができた。

第一に、本研究プロジェクトにおいて支援すべき対象としては、災害時要配慮者ならびに広域避難者をあげていたが、調査活動の結果、在宅被災者という新しい被災者カテゴリーが出現しているということが明らかとなった。かつ、在宅被災者が被災者として十分に認識されていないため、支援団体自体も十分な支援活動ができないという問題が明らかとなった。

第二に、本研究プロジェクトにおいては、平常時において行政機関が有している個人情報の共有を念頭においている、災害後において、災害時要配慮者等の所在情報をどのように入手するかという課題が出てきた。

第三に、本研究プロジェクトにおいては、個人情報の共有による災害時要配慮者等の所在確認を主眼としてきたが、個別避難計画の法制度化もあり、個人情報の共有により災害時要配慮者等の医療・福祉サービスの提供や避難生活支援も促進される可能性を示唆することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計26件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 8件）

1. 著者名 山崎栄一	4. 巻 70巻12号
2. 論文標題 土砂災害における避難行動をめぐる法的統制	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 地盤工学会誌	6. 最初と最後の頁 16～21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 立木茂雄	4. 巻 2022年 4月号増刊
2. 論文標題 最近の大規模災害が明らかにした 要支援者問題の根本原因	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 自治体・企業の防災担当者のための防災ハンドブック 2022春 機械技術（日刊工業新聞社）	6. 最初と最後の頁 15～20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 立木茂雄	4. 巻
2. 論文標題 災害に伴う人権問題 誰一人取り残さない防災の実現を目指して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 人権啓発学習資料 『みんなの幸せをもとめて ～同和問題（部落差別）をはじめ人権問題を学ぶために～』（東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課）	6. 最初と最後の頁 12～15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山崎栄一	4. 巻 2021年5月号
2. 論文標題 災害時の名簿作成・個別計画	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 月刊福祉	6. 最初と最後の頁 14～16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山崎栄一	4. 巻 13
2. 論文標題 法学から見た避難所外避難者への支援と課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 危機管理レビュー	6. 最初と最後の頁 23～33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 立木茂雄	4. 巻 -
2. 論文標題 災害に伴う人権問題 誰一人取り残さない防災の実現を目指して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 人権啓発学習資料 『みんなの幸せをもとめて ～同和問題（部落差別）をはじめ人権問題を学ぶために～』（東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課）	6. 最初と最後の頁 12～15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山崎栄一	4. 巻 417
2. 論文標題 ニュージーランドにおける被災者支援と個人情報の共有	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 983 - 1018
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山崎栄一	4. 巻 2021年2月号
2. 論文標題 災害対策に関する基本的法制度の課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 13 - 20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山崎栄一	4. 巻 3月号
2. 論文標題 東日本大震災後の災害法制と被災者支援法について 現状と課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 消費者情報	6. 最初と最後の頁 14 - 16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 立木茂雄	4. 巻 28
2. 論文標題 災害時の要配慮者への対策は 30 年以上にわたり、なぜ見立てを誤ってきたのか? ~人口オーナス期に特有の事態として捉え、根本的な対策を提案する~	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 研究情報誌 21世紀ひょうご	6. 最初と最後の頁 21 - 38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山崎栄一	4. 巻 40
2. 論文標題 報告 被災者総合支援法案の策定について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 FUKKOU	6. 最初と最後の頁 4 - 5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 山崎栄一	4. 巻 11
2. 論文標題 被災者総合支援法・要綱案 解説ならびに論点	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 災害復興研究	6. 最初と最後の頁 9 - 58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 豊田利久、金子由芳、本荘雄一、山崎栄一	4. 巻 10
2. 論文標題 ニュージーランドにおける災害復興制度 現地調査を踏まえて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 災害復興研究	6. 最初と最後の頁 63-79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 山崎栄一	4. 巻 135
2. 論文標題 避難所・避難生活に関する法制度	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 消防防災の科学	6. 最初と最後の頁 13-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 立木茂雄	4. 巻 2018年9月号
2. 論文標題 誰ひとり取り残されない防災をめざして	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国民生活Web版	6. 最初と最後の頁 11-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 立木茂雄	4. 巻 602
2. 論文標題 災害時に備えた合理的配慮の提供とは - 別府市での排除のない防災の取り組みから -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 リハビリテーション	6. 最初と最後の頁 13-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 立木茂雄	4. 巻 46
2. 論文標題 平時と災害時を切れ目なくつなぐ排除のない防災へ	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 HAT コラム (ひょうご震災記念21世紀研究機構)	6. 最初と最後の頁 なし
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 松川 杏寧・川見 文紀・辻岡 綾・立木 茂雄	4. 巻 42
2. 論文標題 災害時要配慮者の当事者力を高める手法の開発 別府市災害時ケアプラン避難行動編作成の事例調査から	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 地域安全学会梗概集	6. 最初と最後の頁 151-154
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松川 杏寧・辻岡 綾・木作 尚子・立木 茂雄	4. 巻 なし
2. 論文標題 障がい当事者を中心としたリスクコミュニケーションによる災害時ケアプラン作成の手法 大分県別府市での取り組み事例をもとに	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本地震工学会 第15回日本地震工学シンポジウム	6. 最初と最後の頁 1579-1588
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山崎栄一	4. 巻 29
2. 論文標題 分科会4 災害復興法学の可能性	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 JSDRR Newsletter	6. 最初と最後の頁 3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 立木茂雄	4. 巻 506(2018年3月号)
2. 論文標題 平時と災害時の配慮を切れ目なくつなぐ 排除のない防災へ	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 生活協同組合研究	6. 最初と最後の頁 14-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 田並尚恵	4. 巻 9
2. 論文標題 東日本大震災における県外被災者の諸相 近畿と岡山の避難者調査を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 災害復興研究	6. 最初と最後の頁 105-115
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 山崎栄一 中井仁	4. 巻
2. 論文標題 第2章 災害と法律	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中井仁監修『教育現場の防災読本』京都大学学術出版会	6. 最初と最後の頁 123-156
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山崎栄一	4. 巻
2. 論文標題 自然災害における社会保障	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 尾形健編『福祉権保障の現代的展開 生存権のフロンティアへ』日本評論社	6. 最初と最後の頁 161-188
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山崎栄一	4. 巻
2. 論文標題 自然災害と国家緊急権	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 門田孝 = 井上典之編『憲法の理論のその展開 浦部法穂先生古稀記念』信山社	6. 最初と最後の頁 233-255
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 EIICHI YAMASAKI	4. 巻
2. 論文標題 Legal system for supporting disaster victims	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Faculty of Societal Sciences Kansai University, THE FUKUSHIMA AND TOHOKU DISASTER, Butterworth - Heinemann	6. 最初と最後の頁 161-176
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計14件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 2件)

1. 発表者名 山崎栄一
2. 発表標題 土砂災害リスクの高い住民等に対する避難情報の提供と個人情報
3. 学会等名 地盤工学会関西支部 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 山崎栄一
2. 発表標題 要配慮者概念の拡張と復興への適用 - 脆弱性とレジリエンスの観点から
3. 学会等名 日本災害復興学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 山崎栄一
2. 発表標題 避難所外避難者の支援と課題
3. 学会等名 神戸大学 RCUSSオープンゼミナール
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Eiichi Yamasaki
2. 発表標題 Sharing of personal information in natural disaster
3. 学会等名 Asian Law and Society Association(ALSA) ALSA2019 大阪大学(国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 山崎栄一
2. 発表標題 被災者総合支援法の提案
3. 学会等名 日本災害復興学会 防災省に関する研究会 TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Eiichi Yamasaki
2. 発表標題 Legal system for supporting disaster victims in Japan : Lesson and Problem from the Great East Japan Earthquake
3. 学会等名 banaqia災害法学シンポジウム 四川大学法学院
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山崎栄一
2. 発表標題 自然災害と自治体法務
3. 学会等名 京都行政法研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山崎栄一
2. 発表標題 自然災害における社会保障
3. 学会等名 福祉権研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Eiichi Yamasaki
2. 発表標題 Natural Disaster and Personal Information
3. 学会等名 2018 Asian Law and Society Association (ALSA) conference (Law in the Asian Century) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山崎栄一
2. 発表標題 ニュージーランド・カンタベリー地震から見る復興・減災活動
3. 学会等名 防災・復興を考えるシンポジウム 兵庫五国の魅力と減災まちづくり 主催：兵庫県
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松川 杏寧・川見 文紀・辻岡 綾・立木 茂雄
2. 発表標題 災害時要配慮者の当事者力を高める手法の開発 別府市災害時ケアプラン避難行動編作成の事例調査から
3. 学会等名 第42回地域安全学会研究発表会（春季）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松川 杏寧・辻岡 綾・木作 尚子・立木 茂雄
2. 発表標題 障がい当事者を中心としたリスクコミュニケーションによる災害時ケアプラン作成の手法 大分県別府市での取り組み事例をもとに
3. 学会等名 第15回日本地震工学シンポジウム
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山崎栄一
2. 発表標題 自治体の独自施策 被災者支援制度の将来像
3. 学会等名 2017年度地球惑星科学連合大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 山崎栄一
2. 発表標題 避難所・避難生活に関する法制度の周知
3. 学会等名 避難所・避難生活学会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 山崎栄一 岡本正 板倉陽一郎	4. 発行年 2023年
2. 出版社 ぎょうせい	5. 総ページ数 217
3. 書名 個別計画の作成とチェックの8Step～災害対策で押さえておきたい個人情報の活用と保護のポイント～	

1. 著者名 立木茂雄	4. 発行年 2020年
2. 出版社 萌書房	5. 総ページ数 94
3. 書名 誰一人取り残さない防災に向けて、福祉関係者が身につけるべきこと	

〔産業財産権〕

〔その他〕

山崎栄一研究室 https://www.eiichiyamasaki.com/ 立木茂雄研究室 https://www.tatsuki.org/ 災害時の要配慮者への対策は 30 年以上にわたり、なぜ見立てを誤ってきたのか？ http://tatsuki-lab.doshisha.ac.jp/~statsuki/papers/21C_Hyogo/21C_2020_0325.pdf
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	立木 茂雄 (Tatsuki Shigeo) (90188269)	同志社大学・社会学部・教授 (34310)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	田並 尚恵 (Tanami Hisae) (90351957)	川崎医療福祉大学・医療福祉学部・准教授 (35309)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関